

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手境線
- 三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧 新 別
幸手市東四丁目一五三七番一地先から同市大字権現堂字安面五一五番四地先まで	幸手市北二丁目三一一番四地先から同市大字権現堂字柳原一一四〇番三七地先まで	区 間
一六・二七〇 四五・五五	七・五〇〇 八・三五	敷地の幅員 (メートル)
三二四・八〇	七八六・〇〇	延長 (メートル)
令和四年三月十八日付けで旧Aは、幸手市に引き継ぐ。		備 考